

明監報第7号

財政援助団体等監査（石ヶ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園指定管理者）
結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成28年(2016年)3月24日

明石市監査委員	林	郁	朗	
同	星	川	啓	明
同	千	住	啓	介
同	宮	坂	祐	太

財政援助団体等監査（石ヶ谷公園・明石海浜公園・魚住北公園指定管理者） の結果について

I 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
しんきパーク&スポーツ マネジメント共同事業体	石ヶ谷公園・明石海浜公園・ 魚住北公園	都市整備部緑化公園課

II 監査の期間

平成28年1月5日から平成28年3月24日まで

III 監査の範囲

主として、平成26年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類の調査確認を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、監査を実施した。

V 指定管理者等の概要

1 石ヶ谷公園・明石海浜公園・魚住北公園

(1) 指定管理者 しんきパーク&スポーツマネジメント共同事業体

代表団体 株式会社ホープ

構成団体 神姫バス株式会社

構成団体 マックススポーツ株式会社

(2) 指定管理者が行う業務

① 公園の利用及び制限に関する業務

② 公園の使用料の徴収、還付及び減免に関する業務

③ 公園の維持管理に関する業務

- ④ その他公園の管理運営に必要な業務
- (3) 平成26年度指定管理料 221,354,672円
- (4) 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

VI 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。